

第一種住居専用地域内に建つ町内会等の専用集会所の取扱いについて

昭和53年9月2日

鳥取県土木部建築課

【取扱い】

「町内会及び自治会等が建設し管理することが明確であり、かつ、階数が2以下で延面積が150平方メートル以下のものについては、建築基準法別表第二(イ)項4号の「その他これらに類するもの」として取り扱う。」

注)現在、第一種住居専用地域は、法律の改正により第一種低層住居専用地域と読み替えて適用する。